

# 感染拡大を食い止めるために

# 風しんの抗体検査を実施しています

▶問い合わせ 健康増進課 **2**0287 (63) 1100

風しんの抗体検査と予防接種(抗体価が低い人のみ)を行っています。対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4 月1日までに生まれた男性にはクーポン券を送付していますので、検査時に持参してください。

### ▶実施期間

## 令和4(2022)年3月31日まで

- ※クーポン券の有効期限は、来年3月31日火まで。
- ▶対象 昭和37年4月2日~昭和54年4月1日までに 生まれた男性
- ※昭和37年4月2日~昭和47年4月1日に生まれた男 性で検査を希望する場合やクーポン券を紛失した 場合は問い合わせてください。

## ▶費用 無料

- ▶検査方法 「クーポン券」を持参し、抗体検査事業 に参加している医療機関や集団健診などで検査を 受けてください
- ※検査可能な市内医療機関の一覧はクーポン券に同 封しています。

## **知っていますか? 風しんQ&A**

- Q 風しんってどんな病気?
  - →感染者の咳やくしゃみなどで飛沫感染 し、発熱や発疹などの症状が出ます。



- なぜ風しんへの抵抗力が必要なの?
  - →成人は小児に比べて症状が重くなるこ とがあります。



- - →電車内や職場など人が集まる場所で多 くの人に感染させる可能性があります。 また、妊娠早期の妊婦が感染すると赤 ちゃんが先天性風しん症候群になる可 能性があります。



# 未来へはばたく若者を応援 奨学生を募集します

▶申し込み・問い合わせ ѿ329-2792 あたご町2-3 回教育総務課 ☎0287(37)5231

市教育委員会では、奨学生を募集します。なお、決定には事前審査があります。

種類	内容	対象・申込資格	人数	申込方法など
給付型	○給付額 20万円 (1人1回限り) ※返還の必要がない奨学資 金です。	国内の大学・短期大学に入学する人	5人程度	<ul> <li>申込方法 募集要項に示す申請書類を 図教育総務課に提出(郵送可)</li> <li>▶募集要項、申請書の配布先 ○図教育総務課 ○図ギャラリー ○恐市民室 ○図総務福祉課 ○第根出張所 ※市ホームページからもダウン ロードできます。</li> <li>▶申込期間(必着) ○給付型・貸与型(国内) 11月5日(以~来年1月7日(以) ・貸与型(海外) 募集中~来年1月7日(以)</li> </ul>
		国内の医療系・福祉系・保育系の大学・ 短期大学に入学する人	3人程度	
		海外の大学・短期大学に入学する人 または今年度入学した人	若干名	
貸与型	○貸与額(月額) ・高校など(国内のみ) ・・1万8千円 ・大学など ・・・3万円か5万円 *※返還期間は、貸与が終了 した月の翌月から起算し て貸与期間の4倍の期間 以内です(無利子)。	国内の高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校の専門課程に在学(入学)する人	10人程度	
		海外の大学・短期大学に在学(入学)する人	若干名	

※他の奨学金との併用や、給付型と貸与型の併用も可能です。申込資格などの詳細は、募集要項を確認してください。

# 東京2020応援ソング「パプリカ」を一緒に踊ろう 市のPR動画への出演団体を募集します

▶問い合わせ 本シティプロモーション課 **2**0287(62)7128

市の新しいブランドメッセージ「エールなすしお ばら~夢が動き出すまち~ |。このブランドメッセー ジを広めるために、なすしおばらファンクラブと連 携した"パプリカプロジェクト"がスタート。皆さん も参加してみませんか。



- ▶申込期限 10月20日(日)
- ▶申込条件 以下の内容に同意した人が対象 ○撮影した動画は編集後、YouTubeなどにアップ ロードし、市内外のイベントでも上映します ○編集内容は事前に確認できません

## **\_パプリカプロジェクトとは?**\_

「2020年とその先に向かって頑張っているすべての人を 応援する」というメッセージが込められた東京2020応援ソ ング「パプリカ」。これは、移住者を温かく迎え応援するま ち・那須塩原のブランドメッセージにも共通しています。 そんな「パプリカ」を皆さんで楽しく踊りながらブランド メッセージを広めていくのが、パプリカプロジェクトです。

#### ▶申込方法

なすしおばらファンクラブ公式ホームペー ジの[エールなすしおばら パプリカプロ ジェクト」から申し込んでください



## ヨガ&パプリカのイベントを開催します

- ▶とき 10月12日(土) 午前9時
- ▶ところ 旧青木家那須別邸





# 建物を解体する場合には

届け出が必要です

▶問い合わせ

① 本建築指導課 ☎0287(62)7169

② 払課税課

**2**0287 (62) 7366

建物を解体する場合は、市への届け出が必要です。各届出書は提出先窓口で配布しているほか、市ホーム ページからダウンロードできます。



#### ①事前の届け出

### 建設リサイクル法の届け出

床面積の合計が80㎡以上 の建物を解体する場合など、 建設リサイクル法の対象工事 となる場合は、工事着手の7 日前までに届出書の提出が必 要です。

## 除却届

建て替えを伴わない解体工事 を行う場合で、工事部分が10㎡ を超える場合は、建築基準法に 基づき、工事着手前に除却届の 提出が必要です。

※届け出は工事の施工業者が行います。

▶提出先 本建築指導課

# ②解体後の届け出

### 家屋滅失届

所有している建物を解体した場合は家 屋滅失届を提出してください。

- ※解体した年の12月31日までに滅失登記が完了 している場合、届け出は不要です。
- ※解体した年の翌年以降に提出したときは、滅失 日を確認できる書類が必要な場合があります。
- ▶提出先 本課稅課、
  ご総務稅務課、 **温**総務福祉課





解体工事は、建設業法に基づく許 可業者か解体工事業の登録業者し かできませんので、必ず許可また は登録状況を確認してください。



解体に伴う不要家電や家具などの 残置物については、種別に応じ、 それぞれの許可業者に依頼し、適 切に処理を行ってください。



上下水道の休廃止や浄化槽の撤 去、し尿の汲み取りなどの手続 きについても事前に各担当課に 確認しておいてください。

令和元(2019)年9月20日号 令和元(2019)年9月20日号